

■ 「エポスカード規約」 新旧対照表 (2023年10月1日版)

改訂前	改訂後
<p>第7条 (カード利用代金等のお支払い)</p> <p>[1] 商品購入代金および手数料 (以下「カード利用代金等」という) の支払いは、当社所定の支払日および支払方法の中から、原則としてカード申込時に定めた方法によりお支払いいただきます。また、カード利用代金等の締切日、支払日は別途会員の申出に基づいて定め、お知らせします。なお、事務処理上の理由により、支払開始日が遅れることがあります。また、上記支払いに関する内容で当社が特に認めた場合は、当社の指定する方法でお支払いできる場合があります。</p>	<p>第7条 (カード利用代金等のお支払い)</p> <p>[1] 商品購入代金および手数料 (以下「カード利用代金等」という) の支払いは、当社所定の支払日および支払方法の中から、原則としてカード申込時に定めた方法によりお支払いいただきます。また、カード利用代金等の締切日、支払日は別途会員の申出に基づいて定め、お知らせします。なお、事務処理上の理由により、支払開始日が遅れることや支払日の変更により日数がかかる場合や承れない場合があります。また、上記支払いに関する内容で当社が特に認めた場合は、当社の指定する方法でお支払いできる場合があります。</p>
<p>第14条 (カードの紛失、盗難およびカード情報の盗用等)</p> <p>[1] 会員がカードの紛失、盗難等 (以下「紛失等」という) で他人にカードを不正使用された場合、そのカード使用により生じた一切の債務については、すべて会員の負担となります。ただし、会員が紛失等の事実を速やかに当社に連絡のうえ、最寄の警察または交番に届け出るとともに、所定の届出書を当社に提出し、かつ当社がこれを認めた場合、当社に連絡を行った日を含めて61日前以降に発生した損害については、会員の負担とはなりません。この場合、会員は当社が必要と認める書類を当社に提出するとともに、被害状況等の調査に協力していただきます。</p>	<p>第14条 (カードの紛失、盗難およびカード情報の盗用等)</p> <p>[1] 会員がカードの紛失、盗難等 (以下「紛失等」という) で他人にカードを不正使用された場合、そのカード使用により生じた一切の債務については、すべて会員の負担となります。ただし、会員が、紛失等の事実等を、紛失等が生じた後速やかに当社に連絡のうえ、最寄の警察または交番に届け出るとともに、所定の届出書を当社に提出し、かつ当社がこれを認めた場合、当社に連絡を行った日を含めて61日前以降に発生した損害については、会員の負担とはなりません。この場合、会員は当社が必要と認める書類を当社に提出するとともに、被害状況等の調査に協力していただきます。</p>
<p>第21条 (その他の承認事項)</p> <p>①～⑩省略</p> <p>⑪カードのご利用代金明細書は、電磁的方法または郵送による方法にて会員に通知すること。会員が電磁的方法による通知を希望しない場合は郵送にて送付すること。この場合、当社所定の発行手数料を頂戴すること。ただし、法令に基づき交付する書面 (ショッピングのリボルビング払い・分割払い・2回払い・ボーナス一括払い、キャッシング利用が含まれる場合) は除きます。</p>	<p>第21条 (その他の承認事項)</p> <p>①～⑩省略</p> <p>⑪カードのご利用代金明細書は、電磁的方法または郵送による方法にて会員に通知すること。会員が電磁的方法による通知を希望しない場合は郵送にて送付すること。この場合、当社所定の発行手数料を頂戴すること。ただし、キャッシングの利用が含まれる場合、その他利用内容等によっては手数料が生じない場合があります。</p>

■ 「エポスVisaプリペイドカード規約」 新旧対照表 (2023年10月1日版)

改定前	改定後
<p>第3条 (カード)</p> <p>[2] カードは、カードに署名した会員本人のみが使用できるものとし、会員はカードを他人に貸与、預入、譲渡、質入れ、その他の担保に使用することはできません。</p>	<p>第3条 (カード)</p> <p>[2] カードは、カードに署名した会員本人のみが使用できるものとし、会員はカードを他人に貸与、預入、譲渡、<u>転売</u>、質入れ、その他の担保に使用することはできません。</p>